

## 【泊発電所3号炉】共用に係るまとめ資料の記載変更及び補正への影響について

まとめ資料において、(1)安全施設の共用に関する記載に記載漏れ・誤りがあったため、まとめ資料の修正を実施し、今後、記載適正化リストと合わせて提出する。

また、(2)1号及び2号炉設置の「洗浄排水処理系」及び「アスファルト固化装置」に係る3号炉共用見直しに関して、設置変更許可申請の補正への影響についてご説明する。

なお、これまで、まとめ資料12条（安全施設）で説明してきた共用の対象設備や方針を変更するものではない。

## 1. 概要

## (1) 「共用」の記載漏れ並びに「既設」又は「一部既設」の記載漏れ、記載誤りについて

## a. 共用に係る記載方針

- ① 共用の記載は、「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」を参考に、設備名称の後に“（1号、2号及び3号炉共用、既設or一部既設or記載なし）”を記載する。

**4. 1. 4 共用の施設又は設備の記載**

共用の施設又は設備であることの申請書上の表記は以下のとおりとする。なお、以下の表記「(○号及び●号炉共用、既設)」等は、文章内のみに記載するものとし、目次及び標題の中には記載しないものとする。

- ・既許可の施設又は設備を共用化する場合：「(○号及び●号炉共用、既設)」
- ・共用するために、既設（既許可）の施設又は設備を変更する場合：「(○号及び●号炉共用、一部既設)」
- ・新規に共用の施設又は設備を申請する場合：「(○号及び●号炉共用)」

(注) 既許可とは、許可済みのもので、申請時点で「完成している場合」及び「完成していない場合」がある。

- ② 対象設備は、まとめ資料12条（安全施設）にて共用と整理した設備とする。
- ③ 対象とするまとめ資料は、“条文適合に必要な設備”としてまとめ資料に共用設備が記載される場合とし、それ以外の場合は共用を記載しないものとする。

例：使用済燃料ピットは16条では共用を記載するが、防護対象設備として記載される6条、8条等では共用を記載しない。

- ④ まとめ資料文中の全てに共用を記載するのではなく、本文五号（ハ、以降）及び添付書類八（3、以降）に係る記載のうち、設備名称が最初に記載される箇所【共用の宣言】、設備一覧等に共用を記載し、他は他社事例を踏まえて適切に記載する。

注：本文「イ、発電用原子炉施設の位置」及び「ロ、発電用原子炉施設の一般構造」並びに添付書類八「1. 安全設計」及び「2. プラント配置」は、一般事項、プラント配置、設計の考え方等に係る記載であり、個別設備の記載箇所（本文五号「ハ、～ヌ。」及び添付書類八3、以降の施設区分ごとの記載箇所）に設備の共用を記載する。

## b. 変更箇所

## (a) 「共用、一部既設」を追記する箇所

※別紙1参照

## (i) 34条、61条（緊急時対策所）、35条、62条（通信連絡設備）【大飯3、4号炉と同様】

- 「電力保安通信用電話設備」の後に「（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）」を追記する。
- 「加入電話設備」の後に「（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）」を追記する。

(b) 「既設」及び「一部既設」を追記，修正する箇所

(i) 8条，41条（内部火災）【大飯3，4号炉及び女川2号炉と同様】

- 「電動動消防ポンプ（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「エンジン動消防ポンプ（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「ろ過水タンク（1号，2号及び3号炉共用）」に「，一部既設」を追記する。

(ii) 16条（燃料体取扱・貯蔵施設）【大飯3，4号炉及び女川2号炉と同様】

- 「使用済燃料ピット（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「使用済燃料ラック（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「キャスクピット（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「使用済燃料ピットポンプ（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「使用済燃料ピット冷却器（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「使用済燃料ピット脱塩塔（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「使用済燃料ピットフィルタ（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「使用済燃料ピットクレーン（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「燃料取扱棟クレーン（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「使用済燃料貯蔵設備（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「使用済燃料ピット水浄化設備（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。
- 「b. 貯蔵能力 全炉心燃料の約920%相当分（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。

(iii) 33条（保安電源）【大飯3，4号炉及び女川2号炉と同様】

- 「275kV送電線（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。（一部のみ）
- 「66kV送電線（1号，2号及び3号炉共用）」に「，一部既設」を追記する。（一部のみ）  
「66kV送電線（1号，2号及び3号炉共用，既設）」の「既設」を「一部既設」へ修正する。  
※66kV送電線に関しては，一部地中埋設化工事等を実施するため，「既設」ではなく，「一部既設」へ修正する。（地中埋設化工事等の概要は，本年1月24日の審査会合にて説明済み）
- 「275kV開閉所（1号，2号及び3号炉共用）」に「，既設」を追記する。（一部のみ）

(2) 3号炉共用見直しに伴う補正への影響について

1号及び2号炉設置の「洗浄排水処理系」及び「アスファルト固化装置」については，まとめ資料12条において，3号炉との共用を見直す（取り下げる）ことをご説明している。

まとめ資料（27条：放射性廃棄物の処理施設）には無い部分ではあるが，放射性廃棄物の廃棄施設に係る記載（本文五号「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備」並びに添付書類八「10.2 液体廃棄物処理設備」及び「10.3 固体廃棄物処理設備」）の記載を平成25年7月8日の設置変更許可申請に係る補正に反映する。

a. 主な変更箇所

本文五号

変更前（既許可）	変更後（補正案）
<p>ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液等のセメント固化装置及びアスファルト固化装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）、圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮するためのベイラ（1号、2号及び3号炉共用、既設）、焼却可能な雑固体廃棄物等を焼却するための雑固体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）、使用済樹脂貯蔵タンク、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>洗浄排水濃縮廃液は、雑固体焼却設備で焼却処理後ドラム缶詰め又は固化材（アスファルト）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</p>	<p>ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液等のセメント固化装置_____、圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮するためのベイラ（1号、2号及び3号炉共用、既設）、焼却可能な雑固体廃棄物等を焼却するための雑固体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）、使用済樹脂貯蔵タンク、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>洗浄排水濃縮廃液は、雑固体焼却設備で焼却処理後ドラム缶に詰めて_____貯蔵保管する。</p>

添付書類八

変更前（既許可）	変更後（補正案）
<p>10.2 液体廃棄物処理設備</p> <p>10.2.3 主要設備</p> <p><u>(11) 洗浄排水サンプタンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）</u></p> <p><u>(12) 洗浄排水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）</u></p> <p><u>(14) 洗浄排水処理装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）</u></p> <p><u>(16) 洗浄排水モニタタンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）</u></p> <p>第10.1図 放射性廃棄物廃棄設備系統概要図</p>	<p>7.2 液体廃棄物処理設備</p> <p>7.2.3 主要設備</p> <p>(11)の削除</p> <p>(12)のうち、1号及び2号炉に係る記載の削除（3号炉設置の洗浄排水タンクの記載は残す）</p> <p>(14)の削除</p> <p>(16)の削除</p> <p>第7.1図 放射性廃棄物廃棄設備系統概要図より該当設備の削除</p>

<p>10.3 固体廃棄物処理設備</p> <p>10.3.1 概要</p> <p>固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じて、処理又は貯蔵保管するため、使用済樹脂貯蔵タンク、セメント固化装置、<u>アスファルト固化装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）</u>、<u>雑固体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）</u>、ペイラ（1号、2号及び3号炉共用、既設）、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>10.3.3 主要設備</p> <p><u>(7) アスファルト固化装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）</u></p>	<p>7.3 固体廃棄物処理設備</p> <p>7.3.1 概要</p> <p>固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じて、処理又は貯蔵保管するため、使用済樹脂貯蔵タンク、セメント固化装置、<u>雑固体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）</u>、ペイラ（1号、2号及び3号炉共用、既設）、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>7.3.3 主要設備</p> <p>(7)の削除</p>
--	--

以上

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>～ 前略 ～</p>			
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性                      (1) 位置、構造及び設備                      五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備                      又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備                      (3) その他の主要な事項                      (vii) 通信連絡設備                      通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合方針                      (1) 位置、構造及び設備                      又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備                      (3) その他の主要な事項                      (vii) 通信連絡設備                      通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性                      (1) 位置、構造及び設備                      又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備                      (3) その他の主要な事項                      (vii) 通信連絡設備                      通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）                      ・大飯：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違                      ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【大飯】設計方針の相違                      ・2-2⑩参照</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）                      ・大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「〇〇等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所内）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯・女川】記載方針の相違                      ・泊は本文五号（子、以降）及び添付書類八（3、以降）のうち、共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言）、設備一覧等に共用を記載する方針のため。</p>
<p>・（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）を追記する。                      ・相違理由を追記する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム (SPDS) については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）、社内テレビ会議システム、加入電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤参照</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「〇〇等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯・女川】記載方針の相違 ・泊は本文五号（チ、以降）及び添付書類八（3、以降）のうち、共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言）、設備一覧等には必ず共用を記載する方針のため。</p>

・（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）を追記する。  
 ・相違理由を追記する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）        ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）        ・大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違        ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>
<p>～ 中略 ～</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>事故一斉放送装置（3号及び4号炉共用） 一式</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p>	
<p>運転指令設備（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>送受話器（ページング）（警報装置を含む。）（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>運転指令設備（警報装置を含む。）（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり。</p>
<p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 送受話器（警報装置を含む。）（6号及び7号炉共用）（「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			<p>【大飯】設計方針の相違 ・大飯は3号及び4号炉で共用することから（3号及び4号炉共用）と記載</p>
<p>加入電話（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>局線加入電話設備（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>加入電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、分類名で記載</p>
<p>加入ファクシミリ（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は本文五号（チ、以降）及び添付書類八（3、以降）のうち、共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言）、設備一覧等に共用を記載する方針のため。</p>
<p>携帯電話（3号及び4号炉共用） 一式</p>		<p>携帯電話 一式</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>
<p>電力保安通信用電話設備（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>電力保安通信用電話設備（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>電力保安通信用電話設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は本文五号（チ、以降）及び添付書類八（3、以降）のうち、共用設備の名称が最初に記載される箇所（共用の宣言）、設備一覧等に共用を記載する方針のため。</p>
<p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用）（「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			
<p>社内TV会議システム（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>社内テレビ会議システム（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>社内テレビ会議システム（「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 テレビ会議システム（6号及び7号炉共用）（「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			
<p>～ 後略 ～</p>			
<p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 専用電話（「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>添付書類八に係る記載も同様に修正を行う</p>		

・（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）を追記する。  
 ・相違理由を追記する。

・（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）を追記する。  
 ・相違理由を追記する。